

災害・復興科学研究所の著作物等に対する転載許可の取扱いについて

令和4年9月2日

災害・復興科学研究所長裁定

この取扱は、災害・復興科学研究所（以下「研究所」という。）の著作物等（ウェブサイトなどのデジタルコンテンツを含む）に対して、外部の団体または個人（以下「団体等」という。）に転載許可する場合に、研究所が必要な取扱いを定めるものである。

1 転載申請

団体等が転載を希望する場合、「転載許可申請書」を研究所長に提出し、承認を得るものとする。

2 転載許可に際しての条件

- ・転載目的が原典の趣旨に沿っていること
- ・転載先に出典を明記すること
- ・研究所以外に著作権者がいる場合、その許諾を得ていること
- ・掲載物(または該当箇所のコピー)1部を研究所に提出すること

3 出典の記載

- ・転載部分には、原本が研究所の著作物等である旨、または情報(図・写真・報告書・データの名称等の情報、著編者名、発行年/巻/号/頁 など)を明記すること

4 原典の改変

- ・原典の改変は認めない

5 転載についての承認基準

- ・転載目的が教育、学術、文化の向上や普及に寄与するものであること
- ・公共性があり、営利を目的としないものであること

6 承認の決定

転載を希望する団体等から研究所長に申請があった場合には、研究所長が承認を決定し、教員会議に報告するものとする。